

神奈川労働局新年表敬訪問

1月6日黒田支部長以下、副支部長・分会長総勢6名で、神奈川労働局に年始の表敬訪問を行いました。

昨年の建設業を取り巻く話題として、自然災害や猛暑による熱中症、熊による影響など各地の情勢について意見交換を交わしました。



正副支部長・分会長会議が開催

1月29日伊勢山ヒルズにて、正副支部長・分会長会議が行われました。

主な議題は①令和8年度の神奈川支部事業計画（案）について ②令和8年度全国建設業労働災害防止大会（新潟大会）について ③かながわ安全強化計画の進捗状況 ④猛暑時の安全行動強化期間の継続についてです。事業計画（本紙3頁掲載）については主要行事予定の日程、会場を確認し、例年どおりに事業を進めることで承認されました。

新潟大会については、関東甲信越ブロックということから神奈川支部は主協力支部となっており、本部からの参加期待数は300名で分会別に目安を割振り、分会等において参加者の要請を行い、本部表彰に関して例年どおりの日程を進めることを確認しました。夏季の



死亡災害急増の傾向に鑑み、昨年猛暑の環境下における不安全行動の注意喚起を呼び掛ける「猛暑時の安全行動強化期間」のキャンペーンの展開を行いました。災害の動向、労働局からの動静を鑑み、14次労働災害防止計画期間である令和9年まで継続する方向で調整することの合意がされました。

図書・用品はECサイトで

建設業労働災害防止協会が販売しているテキストなどの図書や、安全週間などのポスターなどの用品の購入がインターネット（Web）注文になります。

販売サイトのご利用にあたっては事前に「利用者登録」が必要となります。

また、登録には建災防の承認が必要なため、利用者登録に数日をいただく場合がございます。（即日の登録はお約束できません）

【利用者登録の方法】

以下の「利用者登録のページ」にアクセスして、利用者情報登録に必要な事項をご入力ください。

利用者先行登録申請後に神奈川支部または本部において、登録情報の確認作業を行い、登録情報の確認作業が終わり次第、承認のメールを送ります。メールが届けば利用者登録は終了です。

**建災防 ECサイト**  
**2026.3.2（月）13:00**  
**OPEN**

建設業労働災害防止協会が販売している  
 テキストなどの「図書」や、ポスターなどの「用品」の  
 購入がインターネット(web)注文になります！

建災防ECサイトで図書・用品を購入するには、事前に利用者  
 事前登録が必要です。ご登録後に承認が必要となりお時間  
 がかりますので、ぜひ事前登録期間にご登録のお手続きを  
 お願いいたします。

▶利用者事前登録の方法

事前登録期間  
 2026年1月15日(木)10:00～3月2日(月)10:00

1 建災防HPから  
 利用者事前登録

2 支部  
 承認

3 ID等  
 発行

4 購入開始

ECサイトオープン  
 3月2日(月)13:00～

利用者事前登録は本部HPから  
[https://www.kensaibou.or.jp/news\\_release/ecsite.html](https://www.kensaibou.or.jp/news_release/ecsite.html)  
 利用方法の問い合わせは本部へ、TEL03-3453-3391

ECサイトでは  
 ・配送状況がネットから確認できるようになります  
 ・請求書をメールからダウンロードすることができます  
 ・24時間注文ができます  
 ・注文履歴が確認できます

～神奈川支部からのお知らせ～  
 FAXでの注文受付が廃止となります  
 ECサイト開始から送料の一部変更を予定しております  
 ECサイト移行に伴い当後の期、時期を要請により9日ほどご予定ください

ご迷惑をおかけし申し訳ございませんが、ご理解ご協力をお願い申し上げます

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

支部行事予定

経営首脳者セミナー

時：3月5日 14：00  
所：建設会館講堂

正副支部長会議

時：4月9日 15：00  
所：建設会館411会議室

本部表彰選考委員会

時：4月24日 14：00  
所：建設会館411会議室

正副支部長・分会長会議

時：4月24日 15：00  
所：建設会館411会議室

第1回理事会

時：5月22日 15：00  
所：建設会館講堂

建災防神奈川支部ニュース

No.593 令和8年3月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

「幸せを創る明日の風景」を目指してゼロ災を誓う

～伊勢山皇大神宮で安全祈願祭を開催～



建設業労働災害防止協会神奈川支部は1月29日、横浜市の伊勢山皇大神宮で安全祈願を行いました。黒田支部長をはじめ支部役員ら50名が参加し、神奈川労働局からは児屋野文男労働局長、塚田和男安全課長、小野純一地方産業安全専門官が参加し、神事で黒田支部長と児屋野局長が玉串を捧げ（右写真）2026年の工事の安全を祈願しました。

安全祈願の後、賀詞交歓会が開催され、黒田支部長からは「昨年は熱中症を含め多くの死亡災害が発生して残念な結果に終わった。



黒田支部長

来年の3月にはGREEN×EXPO 2027が横浜で開催される、スローガンは『幸せを創る明日の風景』であり、明るい未来を築き上げるためにも、ゼロ災害を目指し、建設業が安全で、元気な業界だと胸を張って



言えるよう取り組みを実践していきたい」とあいさつしました。

来賓の児屋野労働局長は「安全は1日にして成らず、日々の成果だと考えている。神奈川労働局ではすべての人がいきいきと働かながわを目指してをスローガンに各種施策を推進しているが、とりわけ重要なのは人命です」と働き方改革を支援するための神奈川労働局の方針を述べました。



児屋野労働局長

## 5 団体合同賀詞交歓会が開催されました



神奈川支部を含む神奈川県内の建設業関連5団体は1月6日横浜ベイシェラトンホテルで令和8年合同賀詞交歓会を開きました。会場には黒岩祐治県知事、県議会議員、児屋野文男神奈川労働局長をはじめ、国会議員、県議会議員、関係団体の幹部ら多数の来賓を迎え、約300人が出席しました。開会にあたり、5団体を代表して渡邊会長は建

設業は公共施設の整備だけでなく、災害時対応など、地域の守り手として県民の安全安心を守る働きをしている。若い世代に建設業の魅力を伝え、安心して働く環境を整えることが持続的な発展には不可欠だ」と話されました。児屋野労働局長からは



社会インフラの整備や災害の復旧復興等への対応に謝意を述べ、「神奈川労働局では、全ての人がいきいきと働く神奈川を目指して、継続的な賃上げによる成長や分配の好循環を実現するため、各種助成金や就職支援、労働環境の改善などの取組を実施しています。そして、これらを通じて、人材の確保とともに、建設業で働く人々や若者が誇りをもって活躍できる社会を築いて行く」と語りました。

賀詞交換会の中締めにおいて、黒田支部長から、業界発展のために労働災害ゼロを目指す力強く挨拶がなされました。



## ☆建設業における署別労働災害発生状況☆

神奈川労働局 令和8年1月末日現在

署年	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	3			2	1	3	3	1		2	2	3	20
前年	1	1	1		1	1	1	3			1	3	13

(注) 労働者死傷病報告による、( )内は死亡者数である。

## ☆死亡災害発生状況☆

令和8年2月22日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年(令和8年)	前年同期(令和7年)	前々年同期(令和6年)	令和7年速報値	令和6年	令和5年
製造業			2	5	6	4 (1)
建設業		1	2	15	12	16 (1)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業		1	1	5 (4)	6 (2)	9 (3)
港湾荷役業				2		1
商業	1			2 (2)	3 (2)	
清掃・と畜業	1			4	3	3
その他		1		9	5 (1)	9 (2)
合計	2	3	5	42 (6)	35 (5)	42 (7)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。( )は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

## ～健康診断の結果報告の提出を～ 神奈川労働局健康課からのお知らせ

労働安全衛生法に基づく健康診断結果報告書は、所轄の労働基準監督署に提出することが義務付けられています。右の表に記載の報告時期までの報告をお願いします。

※1 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告は1年以内ごとに1回定期的に報告していただく必要があります。  
 ※2 じん肺健康管理実施状況報告は1月から12月までの状況を翌年2月までに報告していただく必要があります。  
 ★印は原則電子申請での報告となります。  
 ▲印はPC環境がない等やむを得ない事情に限り書面提出を認めるものです。

令和7年に実施した各種健康診断結果報告書は  
**令和8年3月10日**までに  
 所轄の労働基準監督署へ

労働者数50人以上の事業場に提出義務があるもの	報告書の提出方法		報告時期
	電子申請	書面提出	
定期健康診断結果報告	★	▲	遅滞なく
心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	★	▲	※1

  

有害業務がある場合に提出義務があるもの	報告書の提出方法		報告時期
	電子申請	書面提出	
有機溶剤等健康診断結果報告	★	▲	遅滞なく
鉛健康診断結果報告			
特定化学物質健康診断結果報告	○	○	
電離放射線健康診断結果報告			
石綿健康診断結果報告			
有害な業務に係る歯科健康診断結果報告	★	▲	
じん肺健康管理実施状況報告	★	▲	※2

## 令和7年における建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
11月 10時頃	建築工事業 民間 ～9人	建築物、構築物 墜落、転落	<p>【発生状況】 木造2階建のアパートの2階の一室をリフォーム工事で、被災者は、同僚と足場を組立っていたが、足場部材が不足したため同僚が置き場に取りに行った後、窓の直下で倒れている被災者を通行人が発見した。2階窓の手すりを取り外す作業中であったと推定。 作業員 70～75歳(元請)</p> <p>【災害防止のポイント】 1 墜落防止措置 2 作業状況の把握と手順の見直し 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行うこと。</p>



## 令和7年末 建設現場集中監督結果

昨年末（12月1日～24日）にかけて、神奈川労働局管下の12の労働基準監督署による建設工事現場の集中監督が行われ、その結果が公表されました。

- ・臨検監督実施現場数 124現場
- ・臨検監督実施件数 261件
- ・違反率（※） 87.0%
- ・違反の傾向

元方事業者の安全衛生管理以外では、足場・架設通路における手すりの未設置等に関する違反が最も多く、次いで、作業床の未設置・作業床の端部・開口部における手すり等の未設置に関する違反が多く認められた。そのほか、建設機械・クレーンに関する危険防止措置や感電防止措置の違反など多岐にわたる法違反が認められた。

※労働基準監督官が臨検監督をした建設現場において、元方事業者や請負会社に対して法違反に係る是正勧告等を行ったもの（法違反以外の指導事項を含んでいない）



	建築	土木
臨検監督実施数	229	13
法令違反件数	198	12
違反率	86.5%	92.3%

	件数	主な内容
元方事業者等の安全管理	92	協力会社（下請）の法令違反の指導の未実施、協議組織の設置・運営の未実施、使用する墜落防止設備等に係る災害防止措置の未実施
足場等の墜落防止措置	39	足場における手すり・中さん・幅木等の未設置、点検未実施、架設通路に係る手すりの未設置等、最大積載荷重の未表示
高所作業における墜落防止措置（足場以外）	23	作業床の未設置、作業床の端部・開口部における囲い覆い・手すりの未設置
建設機械・クレーン等	21	車両系運搬機械・車両系建設機械・移動式クレーン等の作業の方法の未決定、接触による危険防止の未実施、運転席から離れる場合の未措置、アウトリガー未張り出し
昇降設備、はしご、安全通路等の安全確保	19	高さ（深さ）が1.5メートルを超える箇所の昇降設備未設置、通路における障害物放置等の有効保持の未整備
作業主任者の選任、氏名及び職務内容の周知	15	足場の組立て等作業主任者、特定化学物質作業主任者の未選任、作業主任者の氏名及び職務内容の掲示等による周知の未措置
化学物質取り扱い等有害作業の適正管理	9	化学物質のリスクアセスメントの実施時期不適切、粉じん作業における呼吸用保護具の未使用、有機溶剤を入れてあった空容器の未管理
電気機械器具の使用に係る感電防止措置等	7	漏電による感電防止の未措置、手持型電灯等のガードの未措置、電気機械器具の充電部の絶縁覆い未措置、仮設配線の通路面での使用（損傷防止未実施）
型枠支保工等	6	組立図の未作成、パイプサポートの支柱脚部の滑動防止未措置、組立て・解体時の関係者以外立入禁止未措置
その他	7	クレーン設置報告未提出、作業場床面の安全な状態の有効保持未措置、研削といしの覆い未措置

## 令和8年度 神奈川支部事業計画（案）

	主要行事予定	会場
4月	正副支部長会議（9日） 本部表彰選考委員会（24日） 正副支部長・分会長会議（24日）	於：建設会館411 〃 〃
5月	会計監査（12日） 第1回理事会（22日） 代議員会（29日）	於：神奈川支部専務室 於：建設会館講堂 〃
6月	運営委員会（12日） 全国安全週間準備期間（1～30日）	於：建設会館講堂
7月	正副運営委員長・部会長会議（8日） 正副支部長・分会長会議（15日） 神奈川労働局との情報交換会（15日） 全国安全週間（1～7日）	於：建設会館411 於：ロイヤルホール 〃
8月	安全指導者研修会（木建含む）（26日） 墜落・転落災害撲滅キャンペーン（1～9月10日）	於：関内ホール小
9月	支部表彰選考委員会（11日） 全国労働衛生週間準備期間（1～30日）	於：建設会館411
10月	全国建設業労働災害防止大会〔新潟〕（8,9日） 編集委員会（14日） 正副運営委員長・部会長会議（14日） 正副支部長・分会長会議（23日） 運営委員・分会事務局長合同会議（29日） 全国労働衛生週間（1～7日）	於：朱鷺メッセ 於：建設会館411 〃 〃 於：建設会館講堂
11月	神奈川県建設業労働災害防止大会（4月下旬決定）	於：横浜市西公会堂
12月	第2回理事会（4日） 技能講習内部監査（11日） 分会事務局長・事務担当者合同会議（17日） 建設業年末年始労働災害防止協調期間（1～1月15日）	於：建設会館講堂 於：神奈川支部専務室 於：未定
1月	神奈川労働局への新年挨拶（5日） 神奈川県建設業関連五団体合同賀詞交歓会（5日） 正副運営委員長・部会長会議（15日） 正副支部長・分会長会議（未定） 安全祈願祭・懇親会（未定）	於：横浜第2合同庁舎 於：ベイシェラトンH 於：建設会館411 於：伊勢山ヒルズ 於：伊勢山皇大神宮
2月	化学物質管理強調月間（1～28日）	
3月	編集委員会（4日） 経営首脳者セミナー（5日） 分会事務局長会議（12日） 分会事務局長・専任講師連絡調整会議（12日） 建設業年度末労働災害防止協調月間（1～31日）	於：建設会館411 於：建設会館講堂 於：ロイヤルホール 於：〃

# 令和7年 神奈川県労働局管内における建設業の送検事例

労働基準監督署の監督官は司法権限を持っており、死亡などの重大災害、労災かくし、社会的な問題事案などについて捜査を行い、送検を行います。

今回は神奈川県労働局労働基準部監督課のご協力により、令和7年において神奈川県労働局管内の労働基準監督署が送検した建設業の事例をご紹介します。（いずれも報道発表事件）

## 1 ユニットバスで有機溶剤中毒

### ●事件の概要

令和7年4月、労働者Bが1人で、共同住宅の中で、シンナーを使用して浴室



の洗浄業務を行っていましたが、夜になってもBが帰宅しないので、Aが現場の様子を見に行ったところ、Bが浴室内で倒れており、死亡していた。死因は有機溶剤中毒だった。

シンナーを使用して浴室の洗浄業務を行わせたとき、シンナーの蒸気による労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなかった疑いがある。

### ●対象条文：有機溶剤中毒予防規則第5条

（第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る設備）

事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務（第一条第一項第六号ヲに掲げる業務を除く。以下この条及び第十三条の二第一項において同じ。）に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

### ●被疑者

法人（建設業）及び、同社代表取締役A

### ●ポイント

1 屋内で有機溶剤を取り扱う業務については、窓等の開放を行うとともに、プロアー等で強制換気等を行い、有効な保護具の使用を徹底すること。

2 屋内作業において、有機溶剤を用いる塗装作業は有機溶剤作業主任者を選任し、ばく露防止のための換気方法、作業方法を事前に検討すること。

3 作業者に有機溶剤の中毒防止のための安全

衛生教育を行うこと。

4 元請は下請に対して、有機溶剤中毒防止のための安全衛生教育、換気の方法、保護具の適切な選択と使用方法などについて、指導援助を行うこと。

## 2 ドラグ・ショベルへの接触防止

### ●事件の概要

令和6年9月、建物解体工事現場において、車両系建設機械であるドラグ・ショベルの作業範囲内に立ち入って作業をしていた労働者1名が、同ドラグ・ショベルに激突されて死亡するという労働災害が発生した。

車両系建設機械を用いて作業をする際に、同機械に接触することによる危険を防止するための措置を講じていなかった疑いがある。

### ●対象条文：安衛則第158条第1項（接触の防止）

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせはならない。ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。

### ●被疑者

法人（建設業）及び、同社職長A

### ●ポイント

1 車両系建設機械による作業を行うときには、当該機械に接触することによる危険が生ずる箇所に作業者を立ち入らせないこと。

2 やむを得ず立ち入らせる場合には誘導者を配置し、車両系建設機械等を誘導させること。また、誘導者は車両系建設機械の運転資格者等十分な知識及び経験を有する者とする。

3 車両系建設機械及び関係作業者の可動範囲、

接触防止措置を明確にした作業計画をあらかじめ書面で作成し、関係者に対して確実に周知すること。

## 3 草刈り作業中に墜落

### ●事件の概要

令和6年7月、川底から高さ約5mの法肩上で、作業員Bに草刈り作業を行わせていたところ、Bが川底に墜落して背中を折るという災害が発生した。

高さ約2m以上の場所で、草刈り作業を行う際、墜落防止措置を講じていなかった疑いがある。

### ●対象条文：安衛則第519条第2項

（墜落による危険の防止）

第1項 事業者は、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。

第2項 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### ●被疑者

法人（建設業）及び、同社取締役A

### ●ポイント

高さ2m以上の作業床で作業を行う場合において、作業床の端に囲いや手すりなどの墜落防止設備を設置することが著しく困難なときは、墜落による危険を防止するため、墜落制止用器具※を使用させることが規定されています。

※「墜落制止用器具」とは、いわゆる「安全帯」のことで、ベルト、バックル、D環などで

構成された本体を体に装着し、D環等に取付けたランヤードなどの命綱を固定することで、作業中の労働者の墜落による危険を防止するために用いられる保護具です。

## 4 ローラーごと転落

### ●事件の概要

令和6年7月、整地工事現場において、労働者Bにローラーを用いて地面の転圧作業を行わせていたところ、労働者Bが転圧する敷地端部の傾斜から1.2m下方の隣地へローラーごと転落し、頭部を地面とローラーの間にはさまれて死亡する労働災害が発生した。

当該ローラーが転倒又は転落することを防止するために誘導者を配置していなかった疑いがある。

### ●対象条文：安衛則第157条第2項

（転落等の防止等）

2 事業者は、路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合において、当該車両系建設機械の転倒又は転落により労働者に危険が生ずるおそれのあるときは、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させなければならない。

### ●被疑者

法人（建設業）及び、同社工事課長A

### ●ポイント

1 ローラー車を用いて作業を行うときは、転落等の危険を防止するため、あらかじめ作業場所の調査を行い、作業場所の状態に適した作業計画(運行経路、作業方法等)を定めて作業者に周知し、当該作業計画により作業を行わせる。

2 ローラー車の転落等の危険を防止するため、誘導者を配置して誘導を行わせ、又は転落危険箇所等に標識を設置する等により、運転者に危険箇所を認識させる。



## 5 急な出水で流される

### ●事件の概要

令和6年9月、下水道工事現場において、労働者B、Cらが下水管内にて作業を行っていたところ、市内にて短時間に大量の雨が降ったことにより、労働者B、Cらがいた場所に大量の出水(水が流れ込むこと)が発生し、両名が水に流され、溺水により死亡した。

出水が発生するおそれのある場合の警報を定めていたが、当該警報を当該工事現場で作業する関係請負人に周知させていなかった疑いがある。

### ●対象条文：安衛則第642条第1項第5号（警報の統一等）

特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行なわれるときには、次の場合に行なう警報を統一的に定め、これを関係請負人に周知させなければならない。  
第5号 当該場所において、土砂の崩壊、出水若しくはなだれが発生した場合又はこれらが発生するおそれのある場合。

### ●被疑者

法人（建設業）及び、同社現場代理人A

### ●ポイント

局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き（平成20年10月）に基づき、次の対応等を行うこと。

1 現場の特性に応じた事前把握

2 作業中止基準、再開基準の設定・周知

3 迅速に避難するための避難手順の策定、安全器具の配置の対応等及び当該設備の有効状態の維持、避難訓練の実施

4 日々の安全管理、危機管理意識の向上のための安全教育等の徹底

注) イラストは参考です。安衛則：労働安全衛生規則